

昭和二十二年政令第二十四号

裁判所法施行令

第一条(大審院の事件) 大審院においてした事件の受理その他の手続は、これを東京高等裁判所においてした事件の受理その他の手続とみなす。

第二条 東京高等裁判所は、左の事件については、裁判所法による裁判権の外、大審院の裁判権と同一の裁判権を有する。

第三条 裁判所法施行前にされた決定及び命令に対する抗告事件 東京高等裁判所が前項の事件を取り扱う場合には、合議体の裁判官の員数は、裁判所法第十八条第二項本文の規定にかかわらず、五人とする。

第二条(控訴院の事件) 控訴院においてした事件の受理その他の手続は、これを当該控訴院の所在地を管轄する高等裁判所においてした事件の受理その他の手続とみなす。

第三条(旧地方裁判所及び区裁判所の事件) 裁判所構成法による地方裁判所(以下旧地方裁判所という)又は区裁判所においてした事件の受理その他の手続は、これを当該旧地方裁判所又は区裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(当該旧地方裁判所又は区裁判所が那覇地方裁判所若しくは樺太地方裁判所又はこれらの裁判所の管轄区域内の区裁判所であるときは、最高裁判所の指定する地方裁判所。以下同じ)に

おいてした事件の受理その他の手続とみなし、裁判所法施行前旧地方裁判所又は区裁判所において発せられた訴状その他の書類で同法施行の際まだ受理されていないものは、これを当該旧地方裁判所又は区裁判所の所在地を管轄する地方裁判所においてしたものとみなす。

第一条(大審院の判決) 裁判所法第十條第三号の規定の適用については、大審院のした判決は、これを前に最高裁判所のした裁判とみなす。

第二条(地方裁判所の設置) 裁判所法施行の際現に設置されている各区裁判所の所在地(旧地方裁判所の所在地を除く)には、同法第三十一條第一項の規定によりその所在地を管轄する地方裁判所の支部が設けられるまで、当該地方裁判所の支部を設けたものとする。

第三条(従前の職の在職) 裁判所法施行前における左の各号に掲げる職の在職については、左の各号の定めるところに従い、同法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定を適用する。

第四条(行政裁判所の事件) 裁判所法施行前行政裁判所において発せられた行政訴訟に関する訴状その他の書類で同法施行の際まだ受理されていないものは、これを東京高等裁判所においてしたものとみなす。

第五条(最高裁判所の裁判官の職務に属する事項の急急的措置) 日本国憲法により最高裁判所の裁判官が任命されるまでは、裁判所法施行の際現に大審院の長又は判事の職に在る者は、最高裁判所長官又は最高裁判所判事に代り、日本国憲法又は他の法律に定めるその職務に属する事項について、すべての緊急やむを得ない処

第六条(違警罪即決例による処分) 裁判所法施行前に違警罪即決例によりされた処分は、同法施行後もなおその効力を有する。

第七条(従前の職の在職) 裁判所法施行前における左の各号に掲げる職の在職については、左の各号の定めるところに従い、同法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定を適用する。

第八条(最高裁判所の裁判官の職務に属する事項の急急的措置) 日本国憲法により最高裁判所の裁判官が任命されるまでは、裁判所法施行の際現に大審院の長又は判事の職に在る者は、最高裁判所長官又は最高裁判所判事に代り、日本国憲法又は他の法律に定めるその職務に属する事項について、すべての緊急やむを得ない処

第一条(大審院の判決) 裁判所法第十條第三号の規定の適用については、大審院のした判決は、これを前に最高裁判所のした裁判とみなす。

第二条(地方裁判所の設置) 裁判所法施行の際現に設置されている各区裁判所の所在地(旧地方裁判所の所在地を除く)には、同法第三十一條第一項の規定によりその所在地を管轄する地方裁判所の支部が設けられるまで、当該地方裁判所の支部を設けたものとする。

第三条(従前の職の在職) 裁判所法施行前における左の各号に掲げる職の在職については、左の各号の定めるところに従い、同法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定を適用する。

第四条(行政裁判所の事件) 裁判所法施行前行政裁判所において発せられた行政訴訟に関する訴状その他の書類で同法施行の際まだ受理されていないものは、これを東京高等裁判所においてしたものとみなす。

第五条(最高裁判所の裁判官の職務に属する事項の急急的措置) 日本国憲法により最高裁判所の裁判官が任命されるまでは、裁判所法施行の際現に大審院の長又は判事の職に在る者は、最高裁判所長官又は最高裁判所判事に代り、日本国憲法又は他の法律に定めるその職務に属する事項について、すべての緊急やむを得ない処

第六条(違警罪即決例による処分) 裁判所法施行前に違警罪即決例によりされた処分は、同法施行後もなおその効力を有する。

第七条(従前の職の在職) 裁判所法施行前における左の各号に掲げる職の在職については、左の各号の定めるところに従い、同法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定を適用する。

第八条(最高裁判所の裁判官の職務に属する事項の急急的措置) 日本国憲法により最高裁判所の裁判官が任命されるまでは、裁判所法施行の際現に大審院の長又は判事の職に在る者は、最高裁判所長官又は最高裁判所判事に代り、日本国憲法又は他の法律に定めるその職務に属する事項について、すべての緊急やむを得ない処

法第四十一條第三項、第四十二條第三項及び第四十四條第二項の規定を適用しない。

第九条(高等裁判所長官及び判事の任命資格の特例) 裁判所法施行の際現に専任の行政裁判所評定官の職に在る者でその職に在った年数が五年以上になるものは、同法第四十二條の規定にかかわらず、高等裁判所長官又は判事に任命されることが出来る。

第十条(従前の判事たる資格を有する者) 裁判所構成法による判事たる資格を有する者は、裁判所法第四十一條乃至第四十四條の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。同法施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士としての在職年数が同法施行後において三年に達するものについて、その三年に達した時も同様とする。

第十一条(裁判所法施行法第三條の補則) 裁判所法施行法第三條第三項に規定する旧地方裁判所又は区裁判所が那覇地方裁判所若しくは樺太地方裁判所又はこれらの裁判所の管轄区域内の区裁判所であるときは、同項に規定する地方裁判所は、最高裁判所の指定する地方裁判所とする。

第十二条(最高裁判所の裁判官の職務に属する事項の急急的措置) 日本国憲法により最高裁判所の裁判官が任命されるまでは、裁判所法施行の際現に大審院の長又は判事の職に在る者は、最高裁判所長官又は最高裁判所判事に代り、日本国憲法又は他の法律に定めるその職務に属する事項について、すべての緊急やむを得ない処

第十三条(最高裁判所の裁判官の職務に属する事項の急急的措置) 日本国憲法により最高裁判所の裁判官が任命されるまでは、裁判所法施行の際現に大審院の長又は判事の職に在る者は、最高裁判所長官又は最高裁判所判事に代り、日本国憲法又は他の法律に定めるその職務に属する事項について、すべての緊急やむを得ない処

第十四条(最高裁判所の裁判官の職務に属する事項の急急的措置) 日本国憲法により最高裁判所の裁判官が任命されるまでは、裁判所法施行の際現に大審院の長又は判事の職に在る者は、最高裁判所長官又は最高裁判所判事に代り、日本国憲法又は他の法律に定めるその職務に属する事項について、すべての緊急やむを得ない処

第十五条(最高裁判所の裁判官の職務に属する事項の急急的措置) 日本国憲法により最高裁判所の裁判官が任命されるまでは、裁判所法施行の際現に大審院の長又は判事の職に在る者は、最高裁判所長官又は最高裁判所判事に代り、日本国憲法又は他の法律に定めるその職務に属する事項について、すべての緊急やむを得ない処

分をすることができる。最高裁判所の事件の受理についても同様とする。

○2 前項に掲げる者を除いて、他の官憲は、同項の処分をすることができない。

○3 裁判所法施行の際現に大審院の長の職に在る者は、第一項に掲げる職務を行うために必要な裁判所事務官及び裁判所書記を用い、且つこれらの者を指揮監督する。

○4 第一項の処分は、これを最高裁判所長官又は最高裁判所がしたものとみなす。

○5 第一項の処分は、日本国憲法により最高裁判所の裁判官が任命されたときは、最高裁判所においてこれを取り消すことができる。

第十三条（高松高等裁判所に関する特例） 裁判所法施行法第三条の規定により高松地方裁判所の判事に補せられたものとみなされた者は、日本国憲法第八十条第一項の規定により任命された裁判官が高松高等裁判所の裁判官に補せられるまで、当該裁判所の裁判官の職務を行う。

○2 高松地方裁判所の裁判所事務官又は裁判所書記は、裁判所法により裁判所事務官が高松高等裁判所に勤務を命ぜられ、又は当該裁判所の裁判所書記に補せられるまで、当該裁判所の裁判所事務官又は裁判所書記の職務を行う。

第十四条（簡易裁判所に関する特例） 簡易裁判所の裁判官の職務は、裁判所法施行法第三条の規定によりその所在地を管轄する地方裁判所の判事に補せられたものとみなされた者がこれを行う。但し、当該地方裁判所が特別の定をしたときは、この限りでない。

○2 地方裁判所長は、その管轄区域内の簡易裁判所の裁判所書記が裁判所法により補せられるまでは、その地方裁判所の裁判所書記に当該簡易裁判所の裁判所書記の職務を行わせることができる。

第十五条（高等裁判所長官及び地方裁判所長の職務の代行） 裁判所法施行の際現に控訴院又は旧地方裁判所の長の職に在る者は、裁判所法施行法第三条の規定により当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所又は地方裁判所の判事の職に就いたときは、日本国憲法第八十条第一項の規定により任命された裁判官が当該高等裁判所長官に補せられ、又は当該地方裁判所長を命ぜられるまで、その高等裁判所又は地方裁判所の長の職務を行う。

○2 前項の規定により高等裁判所又は地方裁判所の長の職務を行う者がいないときは、その裁判所

の裁判官の職に就いた者で裁判所構成法に基き控訴院又は旧地方裁判所の長を代理する者と定められていたものが、その高等裁判所又は地方裁判所の長の職務を行う。

第十六条（従前の書記長、書記等の地位） 裁判所法施行の際現に裁判所書記長若しくは裁判所書記たる者（検事局に属する者を除く。以下同じ。）又は行政裁判所理事官若しくは行政裁判所書記たる者は、別に辞令を發せられないときは、現に受ける号俸を以て裁判所事務官に任ぜられ、奏任の者は、二級に、判任の者は、三級に叙せられたものとする。この場合においてその者が休職中の者であるときは、休職のまま現に受ける号俸を以て裁判所事務官に任ぜられ、各々相当の級に叙せられたものとする。

○2 前項の場合には、裁判所法施行の際現に大審院の裁判所書記長又は行政裁判所理事官たる者は、別に辞令を發せられないときは、東京高等裁判所に勤務を命ぜられたものとし、控訴院又は旧地方裁判所の裁判所書記長たる者は、別に辞令を發せられないときは、それぞれ当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所又は地方裁判所（当該裁判所が那覇地方裁判所又は樺太地方裁判所であるときは、最高裁判所の指定する地方裁判所。以下同じ。）に勤務を命ぜられたものとする。

○3 第一項の場合には、裁判所法施行の際現に大審院の裁判所書記又は行政裁判所書記たる者は、東京高等裁判所の裁判所書記に、控訴院又は旧地方裁判所の裁判所書記たる者は、それぞれ当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所又は地方裁判所の裁判所書記に、区裁判所の裁判所書記たる者は、当該区裁判所の所在地に設けられた地方裁判所の支部（当該区裁判所が地方裁判所の所在地に設置されたものであるときは、その地方裁判所、当該区裁判所が那覇地方裁判所又は樺太地方裁判所の管轄区域内に設置されたものであるときは、最高裁判所の指定する地方裁判所）の裁判所書記にそれぞれ補せられたものとする。但し、別に辞令を發せられたときは、この限りでない。

第十七条（執達吏の地位） 裁判所法施行の際現に執達吏たる者は、その属する区裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の執行吏に任ぜられたものとする。

第十八条（司法官試験補の地位） 裁判所法施行の際現に司法官試験補たる者は、司法修習生を命ぜ

られたものとし、少くとも一年六箇月間修習をした後試験に合格したときは、同法第六十七条第一項の規定にかかわらず、司法修習生の修習を終えるものとする。

○2 裁判所法施行前にした司法官試験補の修習は、最高裁判所の定めるところによりこれを司法修習生の修習とみなす。

○3 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第十九条（法令の変更適用） 法令の規定は、法律及び政令に特別の定のある場合を除いて、左のように変更してこれを適用する。

- 一 通常裁判所とあるのは、裁判所とする。
- 二 大審院とあるのは、最高裁判所とする。
- 三 控訴院とあるのは、高等裁判所とする。
- 四 区裁判所とあるのは、地方裁判所とする。
- 五 判事とあるのは、裁判官とする。
- 六 受命判事とあるのは、受命裁判官とする。
- 七 受託判事とあるのは、受託裁判官とする。
- 八 登記判事とあるのは、登記官吏とする。
- 九 削除
- 十 地方裁判所長の有する権限は、地方裁判所がこれを有する。

附則 この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則（昭和四一年二月二〇日政令第三八一号）

この政令は、執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日（昭和四十一年十二月三十一日）から施行する。